



10月は自転車の 安全利用・ヘルメット着用推進月間

自転車も車両の仲間 交通ルールを守り、安全に利用しましょう



ヘルメット着用
で被害軽減！

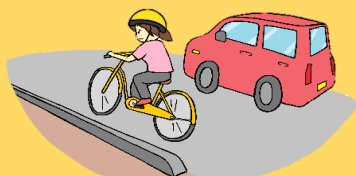
※同月間は年間2回(5月・10月)あります。

自転車は『**車両**』に分類されます。
交通ルールやマナーを遵守していますか？
交通ルールを守ることは、自分を守ります。



普通自転車
歩道通行可

★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
自転車が車道通行するときは、道路の左側に寄って通行しなければいけません。



★ 歩道は歩行者が優先です。車道寄りをすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止をしなければなりません。



下記のいずれかに該当する場合は、自転車で歩道を通行することができます。

- 車道通行が危険な場合
- 「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある場合
- 13歳未満の子ども及び70歳以上の高齢者や身体に障がいのある方

※ 通行可能な歩道が車道の両方にある場合はどちらの歩道でも走行出来ます。

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X (旧ツイッター) URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X(旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析